

大規模小売店舗立地法に基づき縦覧について

栃木県に大規模小売店舗立地法による変更の届出が、次のとおりありました。店舗所在地である本市において、届出の内容を縦覧することができ、意見のある方は、縦覧期間内に県へ意見書を提出することができます。

■店舗名称等

たいらや自治医大店（緑四丁目）

■変更内容

・閉店時間及び来客が駐車場を利用することができるよう時間帯

■縦覧期間

平成28年2月5日(金)まで
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

■縦覧時間

午前8時30分～午後5時15分

■縦覧場所・問い合わせ先

商工観光課
(南河内図書館2階)
☎(48)2112

水道管等の凍結にご注意ください！

寒さが厳しくなると水道管の水が凍って出なくなったり、水道管が破裂する事故が起こることがあります。

特に、水道管が屋外に露出していたり、風当たりが強く日かげにあるところや北側にあるところが凍りやすい場所です。

露出している水道管などは、特に注意が必要です。

◆寒い時の対策

露出している水道管は、発泡スチロール製の保温材などで、保温しておく方法があります。

メーターボックス内の保温材や布切れなどを濡れないようにビニール袋に詰め、メーターボックスの中に入れておくのと有効的です。

◆凍ってしまった場合

蛇口の場合はタオルをあて



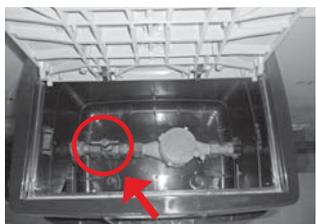
て、その上からぬるま湯をゆつくりとかけてください。熱湯を急にかけてしまうと、ヒビ割れを起こしたり破裂する場合があります。



水道管が破裂したときは、メーターボックス内の止水栓（バルブ）を閉めて、破裂したところに布かテープをしつかり巻きつけて、市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

アパート・マンションにお住まいの方は、建物や管理を管理されている方に連絡をお願いします。

お問い合わせ先
水道課
☎(48)2121



止水栓

プレミアム20共通商品券の使用期限は平成28年2月29日まで

9月に発売したプレミアム20共通商品券の使用期限は平成28年2月29日までです。

使い忘れないようご留意ください。払い戻しや、使用期限後のご利用はできませんので、ご注意ください。

■問い合わせ先

商工観光課 ☎(48)2112

下野市雇用奨励金交付制度について

雇用機会の増大と雇用の安定化を図るため、市内にある事業所が対象労働者を常用雇用した場合は、事業主に奨励金が交付されます。

■受給対象者

次の(1)～(5)すべてに該当する事業主

- (1)雇用保険適用の事業主
- (2)1週間当たりの所定労働時間、既に雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である対象労働者を、常用雇用者（パートタイマーを除く）として期間を定めず、

6か月以上常用雇用している事業主

- (3)対象労働者に対する雇用保険、健康保険、厚生年金に加入している事業主
- (4)対象労働者の雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主
- (5)市税等に滞納がない事業主

■対象労働者

下野市に住所を有し、60歳以下で、かつ、公共職業安定所の紹介を受けた離職者や、身体障がい者手帳1・2級に該当する方など（ただし、事業主の2親等以内の者を除く）

■交付対象期間

対象労働者の雇用を開始した日から起算して6か月を経過する日から6か月以内

■交付額

1人につき 20万円
※提出書類について

ホームページをご覧になるか、商工観光課までお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ先

商工観光課 ☎(48)2112